

第 1 章

.....
侵略的外来種防除マニュアルの作成にあたって

1 作成の背景と目的

侵略的外来種による影響は、生態系、人の生命・身体、農林水産業と多岐にわたり、今や深刻な社会問題の一つとなっている。また、侵略的外来種は、生物多様性国家戦略において、生物多様性の重大な脅威の一つに位置付けられている。このような外来種問題への対策として、平成17(2005)年には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)が策定され、特に影響のある侵略的外来種を特定外来生物に指定し(156種類;令和2(2020)年11月時点)、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、販売、野外に放つことなどが原則禁止された。しかし、特定外来生物の規制だけでは、外来種対策として不十分であり、その後の外来種問題の深刻化を背景に、平成27(2015)年に日本における外来種対策の総合戦略である外来種被害防止行動計画及び我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(以下、「生態系被害防止外来種リスト」という。)が作成・公表され、外来種対策の基本的な考え方や国・地方公共団体などの各主体の役割と行動指針が示されるとともに、対策の必要性が高い侵略的外来種が示された。

福岡県では、平成25(2013)年に策定された福岡県生物多様性戦略の重点プロジェクトの一つである「侵略的外来種リストの作成」に基づいて、平成30(2018)年に、福岡県侵略的外来種リスト2018を作成し、県内における対策の優先度が高い侵略的外来種を整理した。また、同年に策定された福岡県生物多様性戦略第2期行動計画に、重点プロジェクトの一つとして「侵略的外来種防除マニュアルの作成」を明記し、県の侵略的外来種リストを活用した予防的かつ総合的な外来種対策に取り組むこととした。

本マニュアルは、この行動計画に基づき作成するものであり、様々な主体が自主的に外来種防除を実施できるようにすることを意図している。そのため、防除に関する基本的考え方として、防除目的や防除実施区域、防除効果の検証などを含めた防除実施計画の作成方法、防除実施時の留意事項などを概説するとともに(第2章)、福岡県で特に対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種20種を対象に、生態的特徴や類似種との識別点、防除効果が高いとされている防除手法など(第3章)について総合的に記述するように努めた。

2 生態系被害防止外来種リスト

生態系被害防止外来種リストは、生態系、人体、農林水産物などへの被害が大きく対策の必要性が高い外来種を示した国の侵略的外来種リストである。このリストは、特定外来生物のみではなく、法規制のない外来種を幅広く対象とし、また国外由来の外来種だけでなく国内由来の外来種も対象とすることで、429種類(動物229種類、植物200種類)の侵略的外来種を選定している。

これらの侵略的外来種は、国内での定着状況や第一次産業における利用状況などを踏まえ、以下の3つに区分されている。

①定着を予防する外来種(定着予防外来種):101種類(動物78種類、植物23種類)

国内に未定着のものであり、定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な侵略的外来種。

②総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種):310種類(動物147種類、植物163種類)

国内に定着が確認されているものであり、生態系等への被害を及ぼしているまたはそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な侵略的外来種。

さらに総合対策外来種は、被害の深刻度に加えて、防除手法が開発されている、または開発される見込みがあるなどの対策の実行可能性・実効性を評価することで、対策の優先度を決定し、以下の3つに再区分されている。

- ・緊急対策外来種：50種類（動物34種類、植物16種類）
 - ・重点対策外来種：110種類（動物42種類、植物68種類）
 - ・その他の総合対策外来種：150種類（動物71種類、植物79種類）
- ③適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）：18種類（動物4種類、植物14種類）
産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要な侵略的外来種。

3 福岡県侵略的外来種リスト 2018

生態系被害防止外来種リストは、全国的な観点から侵略的外来種を選定したものであるため、各地方公共団体がそのまま活用するには不十分であり、それぞれの地域性や実状を踏まえた独自の侵略的外来種リストを作成する必要がある。そこで本県では、本県の地域性や実状を踏まえた福岡県侵略的外来種リスト 2018を作成し、生態系被害防止外来種リストに掲載されていない侵略的外来種も含めて、本県に定着している侵略的外来種 275種（動物95種、植物180種）及び本県に未定着であるが、今後定着して問題になる可能性が高い侵略的外来種 29種（動物21種、植物8種）を選定した。また、本県に定着している侵略的外来種については、対策の実行可能性・実効性などを評価し、対策の優先度に応じて、以下の3つに区分している。

- ①重点対策外来種：20種（動物10種、植物10種）
影響・被害は甚大で対策の必要性が高く、対策の実行可能性・実効性が見込めるため、積極的な防除が必要な侵略的外来種。関係自治体や県民と連携し、防除の実施及び遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発など総合的に対策を行うことが必要である。
- ②要対策外来種：139種（動物51種、植物88種）
影響・被害は甚大で対策の必要性が高いものの、対策の実行可能性・実効性が相対的に低いため、防除についての検討及び遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発が必要な侵略的外来種。
- ③要注意外来種：116種（動物34種、植物82種）
影響・被害は限定的であると考えられるため、遺棄・導入・逸出防止などの普及啓発を中心とした対策が必要な侵略的外来種。

本マニュアルは、本県で最も対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種 20種の防除手法を提示するものである。以下、重点対策外来種 20種を示す。

■動物

アライグマ、チョウセンイタチ（哺乳類）、アカミミガメ（爬虫類）、ウシガエル（両生類）、タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギル（魚類）、アメリカザリガニ（甲殻類）、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ（クモ形類）

■植物

バクヤギク、園芸スイレン、オオフサモ、ブラジルチドメグサ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ナルトサワギク、コウガイセキショウモ、ホテイアオイ、ボタンウキクサ

なお、地域によっては、本マニュアルで取り扱っていない要対策外来種や要注意外来種の防除が必要となることが想定されるが、要対策外来種及び要注意外来種のほとんどの種は、防除に係る科学的知見が蓄積されていないため、効果的・効率的な防除手法を示すことは困難である。しかし、本マニュアルにおける外来種防除に関する基本的な考え方は、全ての外来種に適用することが可能であり、また本マニュアルで提示した防除手法の多くは、様々な外来種に活用することができるものである。そのため、要対策外来種及び要注意外来種の防除においては、生態的特性が類似する重点対策外来種の防除手法を参考とすることで、効果的・効率的な防除を実施することができると考えられる。